

意見陳述

私は、この度の裁判の原告の一人として、以下の通り陳述したいと思えます。

私は、1981年地区で起こった結婚差別を機に、子どもや孫たちの時代までには部落差別をなくしたいとの思いで運動に立ち上がりました。運動をする中で、多くの人たちと出会い、様々な差別に気付かせてもらうことができました。

それまで私は、部落差別という言葉も意味もあまりわからずに生きてきました。しかし差別がなかったというわけではありません。ただ、なぜ、毎日、毎日、隣の町内の同級生から「お前は俺たちとは違う人間だから」俺たちと同じ学校へ行く「資格はない、権利はない」と、町内の境界あたりに石で線を引かれ、虐められ、子ども心に辛い日々を過ごしていました。私だけでなく部落の子どもたちもほとんどこのような状況でした。

また、夫は、私との結婚の時、両親や親族、友達から猛烈な反対を受け、自分の知らないうちに本籍を切り離されていました。

また、部落のなかを見回すと、就職しても安定した職業には就けず皆それぞれ日々の生活が大変な状況でした。

そこで私たちは、就職差別に遭って生活が不安定だった地区の人たち6人で相談し、一般廃棄物収集運搬会社を立ち上げました。この会社が今回ネットで晒された住吉産業です。現在22人の社員たちは、日々誇りをもってこの仕事に励んでいます。私は、私たちは、社員と共に部落差別の醜さを行政や教職員などの研修会などで訴えています。また、市内の小、中・高等学校の社会科や「じんけん」の授業にも協力して差別の解消に向

け取り組んできました。その成果もあって、市民の人権意識も少しずつではありますが、変わってきたように感じているところでした。

しかし、今回、何の脈絡もなく突然、「部落探訪」のウェブサイト、地区を映し、私の顔と名前を特定し、私の会社の全景とともに誹謗中傷の記事が掲載されるという事件が起きました。

県内の市町村はじめ、新発田市でもモニタリングを行い、何度か法務局に対し削除要請をしているにもかかわらず、いっこうに削除されないため、新発田市議会は、2022年3月24日、2月定例会において「インターネットによる人権侵害に対し速やかな措置を求める」意見書を全会一致で可決してくださいました。

そして同年3月30日、市長、市議会議長、教育長は、この件について、いてもたってもいられず法務局新発田支局に出向き、支局長に対し「これまで市では何度も削除要請してきているが、一自治体の取り組みでは限界がある。早急に何らかの法的措置を講ずるよう国に働きかけていただきたい」と強く要請しました。また、県内15の市町村長もそれぞれの法務局支局に出向き削除要請を展開していますが、「示現舎」は反省するどころか差別を拡大する映像を流し続け、一向に進展が見られません。さらに、自治体の首長さんの部落差別から住民を守ろうとの取り組みに応え、花角新潟県知事も新潟法務局長に削除要請してくださいました。また過日（2月13日）新発田市長は再度法務局へ出向き、支局長に対し国に早急な対策を講じるよう強く求めてくださいました。

昨年12月、全国部落調査裁判が最高裁で確定しました。

被差別部落の名称、所在などのリストを出版することが、憲法に基づく「差別されない権利」を侵害し許されないとの判決が確定しました。とこ

ろで今回の「部落探訪」（その後名前を変え、現在は曲輪クエスト）は、部落に入り込み、家々などを勝手に写真・動画で写して特定し、これに差別を煽るコメントを付けて、ウェブページに掲載して晒すものです。

全国部落調査の場合より、さらに数段悪質です。許せません。

宮部さんあなたは何故、私の写真や名前、会社の実名、県内の被差別部落の中の声に出せない人たちの家やお墓の写真・動画を晒さなければならないのですか？私にはその意味が解りません。

私には、子どもや孫、社員、そしてその家族の「いのち」と生活を守る責任があります。「示現舎」や宮部さんの行っている行為は差別そのものです。私は、それを食い止めるために、満を持し覚悟を決め、この裁判の原告となりました。一緒に立ち上がった胎内市、村上市の仲間も思いは一緒です。

裁判長さん、私は、私たちは、宮部さんのやっている行為は、部落差別を助長し拡散する行為であり、絶対許すわけにはいきません。このことを、強く訴え私の陳述とします。

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求等(控訴)事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

意見陳述

新潟地方裁判所第一民事部 御中

2025年(令和7年)3月5日

原告ら訴訟代理人弁護士 河村 健夫

代理人(弁護団)からは、本件訴訟の概要と位置付けについて述べたいと思います。

1 本件訴訟の位置付け

本件訴訟はまず何よりも、令和6年12月4日の最高裁決定により被告宮部の敗訴が確定した「全国部落調査出版差止訴訟」における勝利の地平を受け継ぎ、その後も被差別部落の地名を相変わらず晒し続けている被告宮部らの暴挙をストップさせる裁判です。

(1) 全国部落調査出版差止訴訟とは

被告宮部らは第二次対戦前に作成された、全国の被差別部落の地名リストである「全国部落調査」を発見するや、2016年(平成28年)2月に「復刻版」と称して全国で書籍販売すると宣言しました。実際にネット上で被差別部落の地名リストのデータをばら撒いています。

新潟県	部落所在地	部落名	人口

「全国部落調査」の新潟県の項。マスキング部分には具体的な地名等が記載されている。
昭和3年=1928年のデータに基づく旨の記載があることに留意。

被告宮部は、法務省からそんなことをするなと「説示」を受けても全く無視し、そのため全国の被差別部落出身者はやむなく出版等の差止を求めて裁判を起こすことを強いられました。

裁判は長く続きましたが、2023年（令和5年）6月28日の東京高裁判決は被告宮部らの行為が「差別されない権利」の侵害であることを認めました。しかも、「差別されない権利」は憲法第13条（個人の尊厳）及び第14条（平等権）に由来する旨の画期的な判決を行ったのです。

最高裁がその判断を是認したことにより、

- ① 全国どの都府県に関わるものであっても、被差別部落の地名リストを作成し公表することは違法であること
- ② 原告がいる都府県においてはその都府県における「被差別部落の地名リスト」の発行やデータ公表が禁止されること（差止）
- ③ 被告宮部らは単に「全国部落調査」のデータ公表が禁止されるだけでなく、その一部であっても、「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化等の一切の方法による公表」が禁じられたこと

との司法判断が確定しました。この裁判には新潟県からも原告が加わっており、新潟県の被差別部落の地名リストは公表が禁止されました（差止が認められました）。

つまり、新潟県の原告は「全国部落調査出版差止訴訟」において被告宮部に完全に勝利したのです。

（2）敗訴したにもかかわらず被告宮部は被差別部落の情報を晒すことに固執していること

ところが、被告宮部は、このような司法判断を受けても一向に反省せず、居直り、相変わらず被差別部落の地名を晒すことに固執しています。

被告宮部は、「部落探訪」（その後「人権探訪」「曲輪クエスト」などと改題）と題して個別の被差別部落に侵入し、事物を撮影しては公表することを繰り返しています。晒された被差別部落の数は既に約400に達し、日々刻々と晒される部落の数は増えています。

新潟県における被差別部落も晒されています。本件提訴時点において15ヶ所の部落が晒され、その後さらに2ヶ所の被差別部落が晒されました。

被告宮部は、「部落探訪」100回目の記事において、全国部落調査出版差止訴訟に先立つ仮処分決定を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、これを代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けている旨の表明を行なっています（訴状19頁参照）。

事実、新潟に関する「部落探訪」の記事には次のような記載があります

「1928年の記録では18戸の部落とされる」（甲21号証の1）

「1928年の記録によれば32戸の部落があったとされる」（甲22号証の1）

1928年は昭和3年ですから、「1928年の記録」とは「全国部落調査」のことです。

要するに、被告宮部は、最高裁決定で禁じられた「全国部落調査」からの「一部を抽出しての掲載」を行っているのであって、その遵法精神に欠けた振る舞いは強い非難に値します。

(3) 本件訴訟の位置付け

この裁判は、「全国部落調査出版差止訴訟」の最高裁決定にもかかわらず今なおネット上に公開され続けている新潟県内「部落探訪」について、これを完全に削除し相応の賠償をなすことを求めています。

同様の裁判は、大阪地裁（2023年11月に仮処分決定、2024年7月に本訴提起）、さいたま地裁（2023年12月提訴）、そして新潟地裁における本件訴訟（2024年1月提訴）と続々と提起されています。最高裁決定を無視して部落差別を居直る被告宮部を追撃し、どのような方式であっても被差別部落を晒す行為は違法であることを明らかにすることが、本件訴訟で求められています。

2 被告宮部らが新潟県における解放運動を敵視していること

被告宮部らは、新潟県内の部落解放運動に対する敵視を一貫して隠そうともしません。被告示現舎の記事（甲25号証の1）では、個人原告の氏名を列挙した上で「ヤクザみたいに罵声を浴びせ」とか、「明らかに異様な雰囲気」とか、「同和教育がきちんとなされているかを確認する会という名目ですが、立場を利用して『特別扱いをしろ、同和教育をやれ』と脅しをしているだけ」などと、個人原告らを含む新潟県連の役員らや新潟県連自体に対する誹謗中傷を続けています。

単に個人原告らを含む新潟県連の構成員（同盟員）について被差別部落出身であると晒すだけではありません。新潟県連の構成員及び新潟県連に対する悪質なレッテル貼りです。

そのため、本件訴訟では権利侵害の内容として、個人原告らの差別されない権利等の侵害に加えて（訴状27頁以下）、団体としての新潟県連の業務遂行権・名誉権の侵害も主張しています（訴状32頁以下）。

3 被告らによる「訴訟の引き延ばし」策動は許されないこと

被告らは、2025年3月3日の時点においても、わずか1頁しかない「答弁書」を提出したのみで実質的な答弁を行いません。

それどころか、被告宮部は2024年5月24日予定の第1回口頭弁論期日を前に、裁判を横浜地方裁判所相模原支部に移せと張する申立書を提出し、第1回期日を延期させました。この移送申立ては当然ながら5月中に却下されましたが、被告宮部は却下決定を不服として東京高等裁判所に即時抗告を行いました。即時抗告が却下されると最高裁での判断を求めて許可抗告を申し立てました。許可抗告を許可しない決定がなされ被告宮部の「抵抗」が封じられ

たのは2024年（令和6年）12月のことでした。

さらに、被告宮部は2024年（令和6年）5月13日付で、本件訴訟を担当する裁判官3名に対する忌避申立てを行い、却下されても即時抗告を行いました。即時抗告が却下されたのは2024年（令和6年）8月でした。

端的に言って、被告宮部の行為は「裁判の引き延ばし」です。

紙切れ1枚の「答弁書」を提出してから1年が経とうとしているにもかかわらず、被告らは実質答弁を行いません。

その一方で、新潟県内の被差別部落を追加で2ヶ所も晒しています。裁判のために新潟まで来ることはできないと主張しながら、被差別部落を晒すためには何度でも新潟を訪問する。これが被告らの姿です。

原告らは請求の拡張でこの暴挙に応えます。いくら被告らが足掻こうとも、原告らは着実に被差別部落を晒す行為を法的に咎めて行きます。

4 裁判所に期待すること

本件を審理する裁判官には、新潟県内の被差別部落の実情と、厳しい部落差別により心身をまさに引きちぎられるほどの苦しみを味わった被差別部落出身者の心からの叫びを受け止めてほしいと思います。

「全国部落調査出版差止訴訟」では、本訴（正式裁判）の他にも、出版禁止の仮処分（認容）、ウェブページ公開禁止の仮処分（認容）、被告所有不動産に対する仮差押（認容）、被告所有自動車に対する仮差押（認容）など各種の関連事件があり、それぞれの決定に対して被告宮部は保全異議、保全抗告、特別抗告などで争ってきました。そのため、被差別部落の地名を晒すことについて、何十人もの裁判官に接し、その判断を受けてきたこととなります。

裁判官は社会のエリート層ですから、部落差別の問題について全く知らないという人はいません。しかし、裁判官の一部には、知的エリートにありがちな「教科書的な知識をもって、論点の全てを理解したと自分を納得させてしまう」人がいたことも事実です。

さまざまな裁判官がいました。「丑松根性」という言葉について当事者双方から意見を求めた裁判官がいました。「京都のα（実際の発言は具体的地名）」という場所は被差別部落であると自分ですら知っている」と得意気に述べた裁判官がいました。「部落差別の問題についてはあまり知識がないので少し究明してから判断します」といった裁判官がいました。

総じて、「自分は部落差別について知識がある」と標榜するかのような振る舞いをした裁判官の判断は問題点を抱えていました。謙虚に、証拠と当事者の陳述から事実を受け止めた裁判官の判断は、部落差別の現実を踏まえていたように思います。

本件訴訟においても、部落差別の実情と、厳しい部落差別の現実に向き合ってきた個人原告や同盟員、新潟県連による真剣な訴えを真摯に受け止めていただくことを希望します。

以上